

【※必修】

2024年度介護等体験事前指導(2回目)

2024年度介護等体験予定者(大学院生、科目等履修生を含む)は、下記日時に事前指導(2回目)を行いますので、全員必ず出席してください。事前指導開始後の会場への入退場はできません。時間厳守で集合してください。

事前指導(2回目)

【今出川校地】5月7日(火):中瀬 浩一先生(免許資格課程センター)
18時25分~19時55分 教室:RY103

【京田辺校地】5月10日(金):中瀬 浩一先生(免許資格課程センター)
16時40分~18時10分 教室:KD201

【内容】「介護等体験の実際」等についての講義、体験者による体験談

【連絡事項】

◇事前指導の当日は、「介護等体験マニュアルノート」を持参すること。(介護等体験申込時に窓口で配付した冊子です。)

◇できるだけ所属学部の主たる校地で開催される日時で受講してください。都合により参加できない場合、他の校地で実施される日時で受講してください。

◇必ず出席してください。事前指導を欠席した場合、2024年度に介護等体験を行うことができません。

◇受講にあたり、特別な配慮をご希望の方は、ご希望の内容を至急お知らせください。ご要望内容を検討させていただき、できる限りの対応を取らせていただきます。

【欠席時の対応について】

以下の理由により欠席する場合は、免許資格課程センター事務室へ申し出てください。

対象理由	必要な手続き	期日
本人の病気・怪我	医師の診断書を提出(当日、安静が必要である旨の記載が必要)	事前指導終了後1週間以内
交通機関の事故・不通	交通機関が発行する遅延証明を提出	
大学の正課授業	特になし(必要に応じ証明書の提出を求める場合があります) ※授業外の説明会等は含みません	事前(事前指導前)
免許資格課程センターが必修としている正課の実習(介護等体験)	特になし	
災害	被災証明書を提出	事前指導終了後1週間以内
忌引き	会葬案内、死亡診断書を提出	
学校感染症	医師の診断書または大学所定の「学校において予防すべき感染症：罹患証明書」を提出	出校停止期間終了後1週間以内
裁判員制度	裁判所が発行する証明書を提出	事前指導終了後1週間以内
検察審査会制度	検察審査会事務局が発行する証明書を提出	

上記以外の理由による欠席は正当な欠席理由として認めません。

やむを得ず欠席する場合には、免許資格課程センター事務室へ事前に必ず相談し、今後の対応方法について指示を受けてください。